

条例の提案に対する意見の申出について（報告）

平成31年2月定例県議会に提案予定の福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例及び福岡県立社会教育総合センター使用料条例の一部を改正する条例の制定について、別紙1のとおり知事の聴取があつたため、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則（昭和42年福岡県教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定に基づき、臨時代理により別紙2のとおり回答しましたので、同条第2項の規定に基づき、承認を求めます。

平成31年2月1日

教 育 長

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例及び福岡県立社会教育総合センター使用料条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

県が設置する青少年教育施設 4 施設の管理を指定管理者に行わせることとするに当たり、指定の手続その他の必要な事項を定めるもの。

2 改正の概要

- (1) 福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
以下の青少年教育施設 4 施設の管理を指定管理者に行わせることとするに当たり、指定の手続その他の必要な事項を定める。

【指定管理者制度を導入する施設】

- ①福岡県立社会教育総合センター（糟屋郡篠栗町）
- ②福岡県立社会教育総合センター少年自然の家（①に併設）
- ③福岡県立英彦山青年の家（田川郡添田町）
- ④福岡県立少年自然の家「玄海の家」（宗像市）

- (2) 福岡県立社会教育総合センター使用料条例の一部を改正する条例

福岡県立社会教育総合センターの管理を指定管理者に行わせることとするに当たり、指定管理者による利用料金の設定、収受など必要な事項を定める。

3 施行期日

平成 32 年 4 月 1 日

ただし、指定管理者の指定又は利用料金の設定等に関して必要な準備行為は、施行前においても行うことができる。

別紙1

30教社第1988号
平成31年1月25日

福岡県教育委員会 殿

福岡県知事 小川洋

条例の提案に対する意見の聴取について

平成31年2月定例県議会に「福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例及び福岡県立社会教育総合センター使用料条例の一部を改正する条例」を別案のとおり提案することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

30教社第2311号

平成31年1月25日

福岡県知事 殿

福岡県教育委員会

条例の提案に対する意見の申出について

(対1月25日30教社第1988号)

平成31年2月定例県議会に提案予定の「福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例及び福岡県立社会教育総合センター使用料条例の一部を改正する条例」について、貴職から意見を求められたことについては同意します。

第二一五号議案

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例及び福岡県立社会教育総合センター使用料条例の一部を改正する条例の制定について

右の条例案を別紙のとおり提出する。

平成二十一年二月六日

福岡県知事 小川洋

理由

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の規定により、福岡県が設置する公の施設の管理を指定管理者に行わせることとするに当たり、指定の手続その他の必要な事項を条例で定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例及び福岡県
立社会教育総合センター使用料条例の一部を改正する条
例

(福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第一条 福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年
福岡県条例第五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二百三十三条の四」を「第二百三十二条の九」に改める。

第十八条の二第一項及び第十八条の四中「以下」の下に「この款
中」を加える。

第十八条の六中「この条例の施行」を「施設」に改める。

第二百二十五条の次に次の五条を加える。

(指定管理者による管理)

第二百二十五条の二 センターの管理に関する業務のうち次に掲げる
ものは、地方自治法第二百四十四条の二第三項の規定により、法
人その他の団体であつて教育委員会が指定する者(以下この節中
「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

一 センターの利用の許可に関する業務

二 センターの施設の維持及び保守に関する業務

三 前二号に掲げるもののほか、教育委員会が別に定める業務

2 前項の場合において、第四条第一項中「知事若しくは委員会か
ら公の施設の管理に關し委任を受けた者」とあるのは、「指定管
理者」と、第六条第一号中「使用料」とあるのは、「利用料金」
と読み替えるものとする。

(指定管理者の指定の手続)

第二百二十五条の二 指定管理者の指定を受けようとする者は、教育

委員会規則で定める申請書に、次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

一 事業計画書

二 前号に掲げるもののほか、教育委員会規則で定める書類

2 教育委員会は、前項の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当する者の中からセンターの設置の目的を最も効果的に達成することができると認めた者を、指定管理者として指定するものとする。

一 事業計画の内容が、センターを利用する者の平等な利用を確保することができるものであること。

二 事業計画の内容が、センターの効用を最大限に發揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。

三 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。

四 その他教育委員会がセンターの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

3 教育委員会は、指定管理者の指定をしたとき、及び指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公示するものとする。

(秘密保持義務)

第一百二十五条の四 指定管理者及びセンターの業務に従事している者（以下この款中「従事者」という。）は、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、センターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。
○ 指定管理者の指定の期間が満了し、又は指定を取り消され、及

び従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(協議)

第一百二十五条の五 この条例に定めるものほか、管理に要する経費その他必要な事項は、教育委員会と指定管理者が協議して定める。

(教育委員会規則への委任)

第一百二十五条の六 この条例に定めるものほか、セゾンターンに関する必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第一百三十一条の次に次の五条を加える。

(指定管理者による管理)

第一百三十一条の二 青年の家の管理に関する業務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二百四十四条の一第三項の規定により、指定管理者に行わせるものとする。

- 一 青年の家の利用の許可に関する業務
 - 二 青年の家の施設の維持及び保守に関する業務
 - 三 前二号に掲げるものほか、教育委員会が別に定める業務
- 2 前項の場合において、第四条第一項中「知事若しくは委員会から公の施設の管理に関し委任を受けた者」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の指定の手続)

第一百三十一条の二 指定管理者の指定を受けようとする者は、教育委員会規則で定める申請書に、次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 前号に掲げるものほか、教育委員会規則で定める書類

2 教育委員会は、前項の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当する者の中から青年の家の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めた者を、指定管理者として指定するものとする。

一 事業計画の内容が、青年の家を利用する者の平等な利用を確保することができるものであること。

二 事業計画の内容が、青年の家の効用を最大限に發揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。

三 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。

四 その他教育委員会が青年の家の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

3 教育委員会は、指定管理者の指定をしたとき、及び指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公示するものとする。

(秘密保持義務)

第一百三十一条の四 指定管理者及び青年の家の業務に従事している者（以下この款中「従事者」という。）は、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、青年の家の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。
○ 指定管理者の指定の期間が満了し、又は指定を取り消され、及び従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(協議)

第一百三十一条の五 この条例に定めるものほか、管理に要する経費その他必要な事項は、教育委員会と指定管理者が協議して定め

る。

(教育委員会規則への委任)

第一百三十二条の六 この条例に定めるものほか、青年の家に関する必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第二章第二節第五款中第一百三十二条の四を第一百三十二条の九として、第一百三十二条の二を第一百三十二条の八として、第一百三十二条の二の次に次の五条を加える。

(指定管理者による管理)

第一百三十二条の二 少年自然の家の管理に関する業務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二百四十四条の一第三項の規定により、指定管理者に行わせるものとする。

- 一 少年自然の家の利用の許可に関する業務
 - 二 少年自然の家の施設の維持及び保守に関する業務
 - 三 前二号に掲げるもののほか、教育委員会が別に定める業務
- 2 前項の場合において、第四条第一項中「知事若しくは委員会から公の施設の管理に關し委任を受けた者」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の指定の手続)

第一百三十二条の四 指定管理者の指定を受けようとする者は、教育委員会規則で定める申請書に、次に掲げる書類添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- 一 事業計画書
 - 二 前号に掲げるもののほか、教育委員会規則で定める書類
- 2 教育委員会は、前項の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当する者の中から少年自然の家の設置の目的を

最も効果的に達成することができると認めた者を、指定管理者として指定するものとする。

一 事業計画の内容が、少年自然の家を利用する者の平等な利用を確保することができるものであること。

二 事業計画の内容が、少年自然の家の効用を最大限に發揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。

三 事業計画に沿つた管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。

四 その他教育委員会が少年自然の家の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

3 教育委員会は、指定管理者の指定をしたとき、及び指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公示するものとする。

(秘密保持義務)

第一百三十三条の五 指定管理者及び少年自然の家の業務に従事している者（以下この款中「従事者」という。）は、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、少年自然の家の管理に関する知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、又は指定を取り消され、及び従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(協議)

第一百三十三条の六 この条例に定めるものほか、管理に要する経費その他必要な事項は、教育委員会と指定管理者が協議して定める。

(教育委員会規則への委任)

第一百三十三条の七　この条例に定めるものほか、少年自然の家に関する必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第一百三十六条中「及び管理運営に必要な事項は、」を「に開じ必要な事項にあつては知事又は委員会が、公の施設の管理運営に関する必要な事項にあつては」に改める。

(福岡県立社会教育総合センター使用料条例の一部改正)

第二条　福岡県立社会教育総合センター使用料条例(昭和五十八年福岡県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡県立社会教育総合センターの利用料金に関する条例

第二条中「使用料」を「利用料金」に改める。

第二条を次のように改める。

(利用料金)

第一条　福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和二十九年福岡県条例第五号)第一百二十五条の二第一項の規定により、教育委員会が指定した指定管理者は、この条例の定めるところにより、利用料金の設定をするものとする。

2 指定管理者は、利用料金を定める場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときは同様とする。

3 利用料金は、指定管理者が別表に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。

4 知事は、第二項の承認をしたときは、速やかに当該利用料金を公示するものとする。

5 指定管理者は、前各項の規定により承認を受けたときは、当該

利用料金をその収入として收受するものとする。

6 指定管理者が利用料金の設定をしたときは、研修室等を利用する者は、利用料金を納付しなければならない。

7 指定管理者は、規則で定める場合に該当するときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

8 既納の利用料金は、還付しない。ただし、規則で定める場合に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。
第二条を削り、第四条を第三条とする。

別表中「使用料」を削る。

別表備考中「使用者」を「利用者」に、「使用」を「利用」に改め、「使用料の」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例第百二十五条の二第一項、第百二十二条の二第一項及び第百三十三条の四第一項の規定による指定管理者の指定を受けようとする団体の公募その他の指定に関して必要な行為、この条例による改正後の福岡県立社会教育総合センターの利用料金に関する条例第二条の規定による利用料金の設定に関して必要な行為その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(福岡県領収証紙条例の一部改正)

3 福岡県領収証紙条例（昭和二十九年福岡県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表中「三一 福岡県立社会教育総合センター使用料条例（昭和五十八年福岡県条例第二十四号）第二条第二項の使用料」を「三一 削除」に改める。

第二五号議案

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例及び福岡県立社会教育総合センター使用料条例の一部を改正する条例の制定について

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年福岡県条例第五号）新旧対照表

改 正 案	現 行
目次	目次
第一章～第三章第二節第四款 (略)	第一章～第三章第二節第四款 (略)
第五款 少年自然の家（第百三十三条の二～第百三十三条の九）	第五款 少年自然の家（第百三十三条の二～第百三十三条の四）
第六款 (略)	第六款 (略)
第四章～附則 (略)	第四章～附則 (略)
第一条～第十八条 (略)	第一条～第十八条 (略)
(指定管理者による管理)	(指定管理者による管理)
第十八条の二 施設の管理に関する業務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二百四十四条の二第三項の規定により、社会福祉法人であつて知事が指定する者（以下この款中「指定管理者」という。）に行わせるものとする。	第十八条の二 施設の管理に関する業務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二百四十四条の二第三項の規定により、社会福祉法人であつて知事が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。
1. ～3. (略)	1. ～3. (略)
2. (略)	2. (略)
第十八条の三 (略)	第十八条の三 (略)
(秘密保持義務)	(秘密保持義務)
第十八条の四 指定管理者及び施設の業務に従事している者（以下この款中「従事者」という。）は、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、施設の管理に關し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、又は指定を取り消され、及び従事者の職務を退いた後においても、同様とする。	第十八条の四 指定管理者及び施設の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、施設の管理に關し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、又は指定を取り消され、及び従事者の職務を退いた後においても、同様とする。
第十八条の五 (略)	第十八条の五 (略)
(規則への委任)	(規則への委任)
第十八条の六 この条例に定めるものほか、施設に關し必要な事項は、規則で定める。	第十八条の六 この条例に定めるものほか、この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。
第十九条～第一百一十五条 (略)	第十九条～第一百一十五条 (略)
(指定管理者による管理)	(新設)
第一百一十五条の二 センターの管理に関する業務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定する者（以下この節中「指定管理者」という。）に行わせるものとする	

一 センターの利用の許可に関する業務
二 センターの施設の維持及び保守に関する業務
三 前二号に掲げるもののはか、教育委員会が別に定める業務

2 前項の場合において、第四条第一項中「知事若しくは委員会から公の施設の管理に關し委任を受けた者」とあるのは、「指定管理者」と、第六条第一項中「使用料」とあるのは、「利用料」と読み替えるものとする。

(指定管理者の指定の手続)

第一百一十五条の二 指定管理者の指定を受けようとする者は、教育委員会規則で定める申請書に、次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

一 事業計画書

一 制号に掲げるものほか、教育委員会規則で定める書類

2 教育委員会は、前項の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当する旨の中からセンターの設置の目的を最も効果的に達成することができると認められた者を、指定管理者として指定するものとする。

一 事業計画の内容が、センターを利用する者の平等な利用を確保することができるものであること。

一 事業計画の内容が、センターの効用を最大限に發揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。

三 事業計画に沿つた管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。

四 その他教育委員会がセンターの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項。

3 教育委員会は、指定管理者の指定をしたとき及ぼすを取り消したときは、遅滞なく、その旨を公示するものとする。

(秘密保持義務)

第一百一十五条の四 指定管理者及びセンターの業務に従事している者（以下この款中「従事者」という。）は、個人情報が適切に保護されるよう配慮することとともに、センターの管理に關し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、又は指定を取り消され、及び従事者の職を離れた後においても、同様とする。

(協議)

第一百一十五条の五 この条例に定めるもののはか、管理に要する経費その他必要な事項は、教育委員会と指定管理者が協議して定める。

(教育委員会規則の委任)

第一百一十五条の六 この条例に定めるもののはか、センターに関する重要な事項は、教育委員会規則で定める。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

（指定管理者による管理）

第一百二十二条の一 青年の家の管轄に関する業務のうち次に掲げるものは、地方自治法第一百四十四条の一第三項の規定により、指定管理者に行わせるものとする。

- 一 青年の家の利用の許可に関する業務
 - 二 青年の家の施設の維持及び保守に関する業務
 - 三 前二項に掲げるものは、教育委員会が別に定める業務
- 2 前項の場合において、第四条第一項中「知事若しくは委員会から公の施設の管理に係る委任を受けた者」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

（指定管理者の指定の手続）

第一百二十二条の二 指定管理者の指定を受けようとする者は、教育委員会規則で定める申請書に、次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 前項に掲げるものは、教育委員会規則で定める書類
- 3 教育委員会は、前項の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当する者の中から青年の家の設置の目的を最も効果的に達成することができると認められた者を、指定管理者として指定するものとする。
 - 一 事業計画の内容が、青年の家を利用する者の平等な利用を確保することができるものであること。
 - 二 事業計画の内容が、青年の家の効用を最大限に發揮させるとともに、管理の業務に係る責任の範囲が図られるものであること。
- 四 その他教育委員会が青年の家の設置の目的を達成するため必要と認めるものとして別に定める事項
- 3 教育委員会は、指定管理者の指定をしたとき、及び指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公示するものとする。

（秘密保持義務）

第一百二十二条の四 指定管理者及び青年の家の業務に従事している者（以下この項中「従事者」という。）は、個人情報が適切に保護されるよう配慮するにとどめ、青年の家の管理に関する秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、又は指定を取り消され、及び従事者の業務を満たした後においても、同様とする。

（新設）

（新設）

(協議)

第百二十二条の五 この条例に定めるものほか、管理に要する経費その他必要な事項は、教育委員会と指定管理者が協議して定める。

(教育委員会規則への委任)

第百二十二条の六 この条例に定めるものほか、青年の家に関する必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第百二十二条から第百二十三条の一 (略)

(指定管理者による管轄)

第百二十三条の二 少年自然の家の管理に関する業務のうち次に掲げるものは、地方自治法第百四十四条の一第三項の規定により、指定管理者に行わせるものとする。

- 一 少年自然の家の利用の許可に関する業務
 - 二 少年自然の家の施設の維持及び保守に関する業務
 - 三 前二項に掲げるものほか、教育委員会が別に定める業務
- 2 前項の場合において、第四条第一項中「知事若しくは委員会から公の施設の管理に關し委任を受けた者」とあるのは、「指定管理者」と読みうるものとする。

(指定管理者の指定の手続)

第百二十三条の四 指定管理者の指定を受けようとする者は、教育委員会規則で定める申請書に、次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- 一 事業計画書
 - 二 前項に掲げるものほか、教育委員会規則で定める書類
- 2 教育委員会は、前項の規定による申請があつたときは、次の各項のいずれにも該当する者の中から少年自然の家の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めた者を、指定管理者として指定するものとする。
- 一 事業計画の内容が、少年自然の家を利用する者の平等な利用を確保することができるものであること。
 - 二 事業計画の内容が、少年自然の家の効用を最大限に發揮させることために、管理の業務に係る費用の額が図られるものであること。
 - 三 事業計画に沿った管理を安定して行つたために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。
- 四 その他教育委員会が少年自然の家の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

(新設)

(新設)

第百二十二条から第百二十三条の一 (略)

(新設)

(新設)

3 教育委員会は、指定管理者の指定をしたときは、及び指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公示するものとする。

(秘密保持義務)

第一百三十三条の五 指定管理者及び少年自然の家の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、少年自然の家の管理に関する知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、又は指定を取り消され、及び従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(新設)

(協議)

第一百三十三条の六 この条例に定めるもののほか、管理に要する経費その他必要な事項は、教育委員会と指定管理者が協議して定める。

(新設)

(教育委員会規則への委任)

第一百三十三条の七 この条例に定めるもののほか、少年自然の家に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(新設)

(職員)

第一百三十三条の八 (略)

(職員)

第一百三十三条の三 (略)

(利用制限)

第一百三十三条の九 (略)

(利用制限)

第一百三十三条の四 (略)

第一百三十四条から第一百三十五条 (略)

第一百三十四条から第一百三十五条 (略)

(管理者への委任)

第一百三十六条 この条例に規定するものほか、公の施設の設置に関する必要な事項にあつては知事又は委員会が、公の施設の管理運営に關し必要な事項にあつては管理者が定める。

(管理者への委任)

第一百三十六条 この条例に規定するものほか、公の施設の設置及び管理運営に必要な事項は、管理者が定める。

第二五号議案

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例及び福岡県立社会教育総合センター使用料条例の一部を改正する条例の制定について

福岡県立社会教育総合センター使用料条例（昭和五十八年福岡県条例第二十四号）新旧対照表

改 正 案	現 行
福岡県立社会教育総合センターの利用料金に関する条例	福岡県立社会教育総合センター使用料条例
(趣旨)	(趣旨)
第一条 この条例は、福岡県立社会教育総合センターの研修室、講堂その他の施設（以下「研修室等」という。）の利用料金に関する必要な事項を定めるものとする。	第一条 この条例は、福岡県立社会教育総合センターの研修室、講堂その他の施設（以下「研修室等」という。）の使用料に関する必要な事項を定めるものとする。
(利用料金)	(使用料)
第一条 福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和二十九年福岡県条例第五号）第百一十五条の三第一項の規定により、教育委員会が指定した指定管理者は、この条例の定めるところにより、利用料金の設定をするものとする。	第一条 研修室等を使用する者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。
2 指定管理者は、利用料金を定める場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときはも同様とする。	2 既納の使用料は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
3 利用料金は、指定管理者が別表に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。	
4 知事は、第二項の承認をしたときは、速やかに当該利用料金を公示するものとする。	
5 指定管理者は、前各項の規定により承認を受けたときは、当該利用料金をその収入として收受するものとする。	
6 指定管理者が利用料金の設定をしたときは、研修室等を利用する者は、利用料金を納付しなければならない。	
7 指定管理者は、規則で定める場合に該当するときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。	
8 既納の利用料金は、還付しない。ただし、規則で定める場合に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。	
(規則への委任)	(規則への委任)
第三条 （略）	第四条 （略）

別表（第二条）

表（略）

備考 研修室等の利用者が利用の際第三者から入場料又はこれに相当する料金を徴収する場合の額は、宿泊室を除き、この表に定める額に百分の百五十を乗じて得た額とする。ただし、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体その他規則で定める団体が利用する場合は、この限りでない。

別表（第二条）

使用料

表（略）

備考 研修室等の使用者が使用の際第三者から入場料又はこれに相当する料金を徴収する場合の使用料の額は、宿泊室を除き、この表に定める額に百分の百五十を乗じて得た額とする。ただし、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体その他規則で定める団体が使用する場合は、この限りでない。

第二二五号議案

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例及び福岡県立社会教育総合センター使用料条例の一部を改正する条例の制定について

福岡県領収証紙条例（昭和三十九年福岡県条例第四十八号）新旧対照表

改 正 案	現 行
第一条～第八条 (略)	第一条～第八条 (略)
別表（第二条関係）	別表（第二条関係）
一～三十 (略)	一～三十 (略)
三十一 削除	三十一 福岡県立社会教育総合センター使用料条例（昭和五十八年福岡県条例第二十四号）第二条第一項の使用料 (以下略)